

株 主 各 位

東京都千代田区九段南4丁目2番11号

ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 森 泉 浩 一

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による本種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「臨時株主総会参考書類」及び「種類株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成24年12月17日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年12月17日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

〔電磁的方法(インターネット)による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト(<http://www.it-soukai.com> 又は <https://daiko.mizuho-tb.co.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、平成24年12月17日(月曜日)午後6時までに賛否をご入力下さいませようお願い申し上げます。なお、詳細は巻末の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年12月18日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階「穂高」

3. 目的事項

【臨時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付種類株式の取得の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いたします。
- (2) インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 臨時株主総会参考書類並びに種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissin-servicer.co.jp>)に掲載させていただきます。

【臨時株主総会】

臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成24年7月20日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」、平成24年8月18日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、平成24年8月29日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」及び平成24年10月13日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)の結果に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、ブルーホライズン合同会社(以下「ブルーホライズン」といいます。)は、平成24年7月23日から平成24年8月17日までの20営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本第一次公開買付け」といいます。)、及び平成24年8月30日から平成24年10月12日までの30営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本第二次公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、ブルーホライズンは、平成24年10月19日(本第二次公開買付けの決済開始日)において、当社普通株式1,576,790株(平成24年10月19日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合:92.08%(小数点以下第3位四捨五入))を所有するに至っております。

平成24年7月20日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成24年8月29日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、平成24年7月20日付で、ブルーホライズンとの間で、スポンサー契約(以下「本スポンサー契約」といいます。)を締結し、ブルーホライズンを当社グループ(当社並びに当社の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。)のスポンサーとして選定いたしました。

本スポンサー契約は、当社の事業価値の維持・最大化等を基本理念と

して、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に当社の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、(i)ブルーホライズンが本取引(本スポンサー契約に規定される諸取引のうち、本第一回公開買付け、本第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続(以下に定義します。)から構成される当社の発行済普通株式の全てをブルーホライズンが取得することを目的とする一連の取引をいいます。以下同じです。)の実施を通じて当社の発行済普通株式の全てを取得すること、及び、(ii)当社がブルーホライズンを当社グループのスポンサーとすることを前提とした再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)を平成24年7月20日付で策定し、当該計画に基づきブルーホライズン又は当社が当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者の有する当社又は当社子会社に対する債権及び当社の第1回第一種優先株式等を譲り受けることを骨子としております。

また、当社は、本スポンサー契約に基づき、本再生計画案を策定し、平成24年7月20日付で、当該計画の対象となる主要な金融債権者全員から、本再生計画案に対する同意を取得いたしました。

今般、本第二回公開買付けが成立したことを受け、当社は、ブルーホライズンから、本取引の一環として、後記①～③を実施するため、本臨時株主総会を開催し後記①～③に係る議案を上程すること、及び後記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主の皆様による本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日に開催し、後記②に係る議案を上程することの要請を受けました。

一方、当社といたしましても、平成24年7月20日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成24年8月29日付当社プレスリリース「ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書における算定結果、独立した社外監査役の意見、及び独立した法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえ、本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及びブルーホライズンの支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、

従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するためブルーホライズンを親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有用であると判断するに至りました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認をいただくことを条件として、ブルーホライズンの要請に基づき、当社をブルーホライズンの100%子会社とするため、以下の①から③の方法(以下「本普通株式全部取得手続」と総称します。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式、第3回第一種優先株式とは別に、本議案の定款変更案第8条の10に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。)。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。)を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、本臨時株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式の株主の皆様(当社を除きます。以下同じとします。)に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる全部取得条項付種類株式の株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対するA種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種類株式をブルーホライズンに売却することを予定しております。この場合のA種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に575円(本第二回公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。))と同額です。)を乗じた金額に相当する金額が全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

- (2) 本議案は、本普通株式全部取得手続のうち上記①を実施するものであり、上記②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引換えに交付する普通株式とは別の種類の株式(A種類株式)を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を加えるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更については、平成24年12月2日付で第1回第一種優先株式の株主全員が書面により同意しており、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,240,000株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 3,200,000株 第1回第一種優先株式 20,000株 第2回第一種優先株式 10,000株 第3回第一種優先株式 10,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,240,000株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 3,200,000株 第1回第一種優先株式 20,000株 第2回第一種優先株式 10,000株 第3回第一種優先株式 10,000株 <u>A種類株式 20株</u></p>
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式(総称して、以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</p>	<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式(総称して、以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000円に払込期日(同日を含む。))から当該事業年度末日(同日を含む。))までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。))を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第8条の3に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>	<p>及びA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。))又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。))に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000円に払込期日(同日を含む。))から当該事業年度末日(同日を含む。))までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。))を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第8条の3に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>
<p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。))が、優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。))は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。))を、当該翌事業年度以降の優先配当金(第8条の3に定める優先期中配当金を含む。))及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p>	<p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。))が、優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。))は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。))を、当該翌事業年度以降の優先配当金(第8条の3に定める優先期中配当金を含む。))並びに普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先期中配当金)</p> <p>第8条の3 当会社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先期中配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>	<p>(優先期中配当金)</p> <p>第8条の3 当会社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先期中配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第8条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払優先配当金の合計額を加えた額を支払う。</p> <p>② (略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第8条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払優先配当金の合計額を加えた額を支払う。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先順位) 第8条の9 第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(第8条の2第2項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。</p> <p>② (新 設)</p>	<p>(優先順位) 第8条の9 第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(第8条の2第2項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。</p> <p>② 普通株式及びA種種類株式に係る配当金の支払順位は同順位とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2章の3 A種種類株式</p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第8条の10 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種種類株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種種類株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(議決権)</p> <p>第8条の11 A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。</p>

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、第1号議案でご説明申し上げております本普通株式全部取得手続のうち上記②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付種類株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が本臨時株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年1月18日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の2</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</p> <p>② <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

第3号議案 全部取得条項付種類株式の取得の件

1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案においてご説明申し上げておりますとおり、当社としては、本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様がリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及びブルーホライズンの支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するためブルーホライズンを親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有用であるとの結論に達したことから、本普通株式全部取得手続を実施いたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案でご説明申し上げます本普通株式全部取得手続のうち上記③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、本臨時株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当社は、当該取得の対価として、全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付いたします。また、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をブルーホライズンに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である575円を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予

定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成25年1月18日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付種類株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において第2号議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 新たな体制の下で経営再建に取り組んでいくことを明確化するため、親会社ブルーホライゾン合同会社の名を社名に冠し、商号を「ニッシン債権回収株式会社」から「ブルーホライゾン債権回収株式会社」に改めたく、現行定款第1条（商号）の変更を行うものであります。
- (2) 今後の業容拡大に備えると共に経営効率の向上を図るため、本店所在地を現在の東京都千代田区から東京都港区に移転したく、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会運営の効率化を目的として、現行定款第20条第1項（取締役会の招集通知）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、第1条（商号）及び第3条（本店の所在地）に係る変更については平成25年1月15日に、第20条第1項（取締役会の招集通知）に係る変更については本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、それぞれその効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、 <u>ニッシン債権回収株式会社</u> と称し、 <u>英文では、NISSIN SERVICER CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ブルーホライゾン債権回収株式会社</u> と称し、 <u>英文では、Blue Horizon Asset Management Co., Ltd.</u> と表示する。
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の <u>3日</u> 前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>ただし</u> 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の <u>2日</u> 前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>但し</u> 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② (略)	② (現行のとおり)

以 上

【普通株主様による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本臨時株主総会第1号議案(「臨時株主総会参考書類」の3頁から6頁)においてご説明申し上げておりますとおり、当社としては、本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、ブルーホライズンを当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及びブルーホライズンの支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するためブルーホライズンを親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有用であるとの結論に達したことから、本普通株式全部取得手続を実施いたしたいと存じます。

本議案は、本臨時株主総会第1号議案でご説明申し上げます本普通株式全部取得手続のうち上記②を実施するものですが、会社法第111条第2項第1号により、本普通株式全部取得手続のうち上記②を実施するために必要な定款変更を行うためには、本種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催し、本議案の決議を行うものであり、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付種類株式とし、かつ、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、本臨時株主総会第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が本臨時株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、ブルーホライズンを除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して交付されるA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案、本議案と同内容の変更案である第2号議案、及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年1月18日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

本臨時株主総会の第1号議案に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の2</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 ② 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する。

以 上

インターネットでの議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

パソコンをご利用の場合

- ◎ パソコン Windows®機種
なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。
また、PDA、携帯電話、ゲーム機には対応しておりません。
- ◎ ブラウザ Microsoft®Internet Explorer5.5以上
- ◎ インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎ 画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く）
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

以 上

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区九段北 4 丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷
5階「穂高」



●交通機関

- ・地下鉄有楽町線・南北線 市ヶ谷駅A1-1出口
- ・地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A1-1またはA4出口
- ・JR中央線（各駅停車）市ヶ谷駅

上記各出口から徒歩約2分